

2020年5月8日

株 主 各 位

兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号
株式会社スタジオアタオ
代表取締役社長 瀬尾 訓弘

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年5月22日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月25日（月曜日）午後1時30分
2. 場 所 兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号
神戸国際会館セミナーハウス 9階 大会場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

【新型コロナウイルス感染拡大に伴うご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。議決権の行使は郵送で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.atao.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる開示について】

・次の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.atao.co.jp>) に掲載いたします。

(提供書面)

事業報告

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善などを背景に緩やかな景気回復基調で推移してはりましたが、消費税増税や自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、急速な個人消費の減少、企業収益の悪化等の影響が生じております。

このような環境の中、当社グループは、「ファッションにエンタテインメントを」を理念とし、オリジナルバッグ・財布等の提供を通じて「お客様に非日常のワクワク感を提供すること」を目指し、引続きインターネット販売や既存店の強化を行っております。また、オンラインショップと店舗の一層の連携を図るべく、引続き販売促進費への投資、SNS活動の強化、自社ブランドのポータルブログを活用したO2O戦略の強化を行ったものの、インターネット広告単価の上昇等に伴う販売促進費の効率化等の影響により、インターネット販売が1,914,734千円（前連結会計年度比8.4%減）、店舗販売が1,994,480千円（同1.6%増）となりました。

さらに、2019年3月15日にブランド価値向上及び顧客サービスの一層の強化並びに売上及び利益の更なる拡大を図るべく、ATAO神戸本店及びIANNE神戸店を大幅拡張リニューアルし、当社グループが展開するすべてのコンテンツ及び限定品を取り扱う総合ショップ「アタオランド」をオープンいたしました。また、効率的な店舗運営等の観点から、同店の近隣店舗であるATAO大丸神戸店の営業を2019年3月5日をもって終了し、「アタオランド」に移転統合しております。「アタオランド」は、当社グループが展開するすべてのコンテンツを盛り込んだ、全国初の約100坪の大型店舗であり、ブランド発祥の地である神戸から、これまで以上に発信を強化し、他府県からの観光客の取り込みや、海外からの観光客にも訴求できる魅力ある店づくりを行ってまいります。

加えて、キャラクターブランドであるILEMERについて、サプライズ・ハッピードール等の商品拡充を図りながら、動画クリエイターとコラボし

たプロモーション等を実施するとともに、越境ECの展開を開始しております。

以上の結果、「アタオランド」のオープンに向けた休業期間やATAO大丸神戸店の移転統合、インターネット広告単価の上昇等に伴う販売促進費の効率化、消費税増税による反動減等の影響により、当連結会計年度の売上高は4,142,804千円(前連結会計年度比1.7%減)となりました。また、「アタオランド」の出店に伴う一時費用の発生等の影響があったものの、インターネット広告に係る販売促進費の効率化等により営業利益は788,043千円(同6.0%増)、経常利益は789,225千円(同5.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は540,108千円(同1.5%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、113,751千円であり、その主なものは新規出店投資であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2017年2月期)	第 14 期 (2018年2月期)	第 15 期 (2019年2月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (2020年2月期)
売 上 高(千円)	2,869,534	3,441,241	4,214,117	4,142,804
経 常 利 益(千円)	444,470	553,139	746,294	789,225
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	303,395	359,008	532,252	540,108
1株当たり当期純利益 (円)	25.05	28.71	42.52	42.55
総 資 産(千円)	1,497,588	1,819,693	2,600,514	2,988,744
純 資 産(千円)	1,003,117	1,362,020	1,896,452	2,442,401
1株当たり純資産 (円)	80.22	108.93	150.80	191.57

(注) 当社は2016年9月16日付で普通株式1株につき1,000株、2017年9月1日付で普通株式1株につき3株、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期(2017年2月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2017年2月期)	第 14 期 (2018年2月期)	第 15 期 (2019年2月期)	第 16 期 (当事業年度) (2020年2月期)
売 上 高(千円)	2,869,534	3,441,241	4,214,117	4,142,804
経 常 利 益(千円)	443,274	552,028	745,094	788,024
当 期 純 利 益(千円)	302,596	358,287	531,499	539,344
1株当たり当期純利益 (円)	24.98	28.65	42.46	42.49
総 資 産(千円)	1,478,835	1,786,729	2,578,909	2,975,694
純 資 産(千円)	996,964	1,355,145	1,888,824	2,434,009
1株当たり純資産 (円)	79.73	108.38	150.20	190.91

(注) 当社は2016年9月16日付で普通株式1株につき1,000株、2017年9月1日付で普通株式1株につき3株、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期(2017年2月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社	20,000千円	100%	イタリアファッションブランド「Roberta di Camerino」の企画管理及び直営店での小売販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「内部管理体制の強化」「人材の確保・育成」「生産体制の強化」「新規販売チャネルの展開」「既存のお客様向けサービスの強化」「模倣品等への対策の強化」「財務体質の強化」を対処すべき特に重要な課題としており、その実現に向けて、引続き積極的に取り組んでまいります。

① 内部管理体制の強化

当社グループの円滑な拡大を支えていくために、業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、従来以上に大切であると考えております。こうした観点から、内部管理体制の一層の充実、管理部門の体制強化を図ってまいります。

② 人材の確保・育成

当社グループにとって、店舗従業員等の確保・育成は重要な経営課題であり、優秀な人材確保のため、今後は様々な採用チャネルを活用していく方針です。当期においても新卒採用を継続して行い、店舗運営に必要な人材の確保に努めております。また、転勤のない正社員の採用や時短勤務を取り入れる等、雇用形態や働き方の多様化も図ってまいります。

③ 生産体制の強化

当社グループでは、お客様のニーズにより早く、確かな品質で応えることができるような供給システムを構築するため、技術指導等による生産管理委託先及び生産工場の育成に取り組んでおります。

④ 新規販売チャネルの展開

当社グループは、継続的な成長及び企業価値の拡大を図り、より多くの消費者ニーズに応えるため、海外進出、キャラクタービジネス、ライセンス事業等の新規販売チャネルの開拓を推進してまいります。そのため、システム投資、広告宣伝費等の追加費用が発生する可能性があります。消費者的購買行動の変化に対して適時・適切に対応するとともに、事業拡大に伴う新たなお客様層の獲得を通じて、経営の安定化に取り組んでまいります。

⑤ 既存のお客様向けサービスの強化

当社グループは、新規のお客様の獲得に取り組むと同時に、既存のお客様に対するサービス体制の更なる強化を図ってまいります。

⑥ 模倣品等への対策の強化

当社グループは、当社グループの商品と混同させてお客様に販売しようとする悪質な模倣品や当社グループの商品画像を悪用した詐欺サイト等については、お客様からの信頼を損ない、また、当社グループのブランド価値を毀損する可能性があることを認識しており、このような行為への対応を更に強化してまいります。

⑦ 財務体質の強化

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う経済環境の急激な変化に備えるとともに、中長期的な安定成長を実現させるべく、財務体質の更なる強化を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容** (2020年2月29日現在)

当社グループは、オリジナルバッグ等の企画・販売、直営店舗の運営、インターネット店舗の運営、キャラクター商品の企画・販売を主な事業としております。

(6) **主要な事業所** (2020年2月29日現在)

① 当社

本 社	兵庫県神戸市中央区
東 京 本 社	東京都中央区
物 流 倉 庫	広島県三原市
店 舗	ATAOアタオランド店 (神戸市中央区) ATAO新宿店 (東京都新宿区) ATAO有楽町店 (東京都千代田区) ATAO横浜店 (横浜市西区) ATAO名古屋店 (名古屋市中区) ATAO大丸梅田店 (大阪市北区) IANNEアタオランド店 (神戸市中央区) IANNE横浜店 (横浜市西区) IANNE新宿店 (東京都新宿区) ILEMERアタオランド店 (神戸市中央区) ROBERTA DI CAMERINO本店 (東京都千代田区)

② 子会社

ロベルタ ディ カメ リーノ ファーイー スト 株 式 会 社	本社 (東京都中央区)
---------------------------------------	-------------

(7) **使用人の状況** (2020年2月29日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
66 (3) 名	0名 (1名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、契約社員を含む臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループはファッションブランドビジネス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
66 (3) 名	0名 (1名減)	32.2歳	4.1年

- (注) 使用人数は就業人員であり、契約社員を含む臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2020年2月29日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	111,430千円
株式会社三菱UFJ銀行	19,464千円
兵庫信用金庫	20,250千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年2月29日現在)

- ① 発行可能株式総数 48,000,000株
 (注) 発行可能株式総数は、2019年6月1日付株式分割(普通株式1株を2株に分割)により24,000,000株増加しております。
- ② 発行済株式の総数 12,750,000株(自己株式296株を含む)
 (注) 発行済株式の総数は、新株予約権の行使により99,000株、2019年6月1日付株式分割(普通株式1株を2株に分割)により6,363,000株それぞれ増加しております。
- ③ 株主数 3,247名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
瀬尾 訓 弘	3,200,600株	25.10%
株式会社セブンオー	2,300,000	18.03
黒越 誠 治	1,230,000	9.64
株式会社九六	1,230,000	9.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	520,100	4.07
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	328,200	2.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	320,800	2.51
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	185,000	1.45
長南 伸 明	155,400	1.21
AEGON CUSTORY BV REMM EQUITY SMALL CAP FUND	154,800	1.21

- (注) 1. 持株比率は自己株式(296株)を控除して計算しております。
2. 2020年2月6日付で、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社より当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書の変更報告書において、2020年1月31日現在で同社が538,200株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2020年2月29日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
3. 2019年9月18日付で、スパークス・アセット・マネジメント株式会社より当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書の変更報告書において、2019年9月13日現在で同社が862,300株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2020年2月29日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。なお、2020年4月2日付で当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されており、同社が2020年3月31日現在で692,000株保有している旨が記載されております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	
発行決議日		2016年1月19日	
新株予約権の数		25個(注)3	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 150,000株 (新株予約権1個につき6,000株) (注)1	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 204,000円 (1株当たり 34円) (注)1	
権利行使期間		2018年2月4日から 2026年1月19日まで	
行使の条件		(注)2	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員) を除く	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 150,000株 保有者数 1名
		社外 取締役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名

(注) 1. 2017年7月12日開催の取締役会決議により、2017年9月1日付で普通株式1株につき3株、2019年4月15日開催の取締役会決議により、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 行使条件

- (1) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、本新株予約権の行使は認められない。
 - ① 会社又は子会社の取締役又は監査役
 - ② 会社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(3) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによる。

3. 第2回新株予約権については、2020年2月29日現在において交付時より新株予約権の数が37個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
- ・権利行使による減少分37個

(3) 会社役員の場合

① 取締役の状況 (2020年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	瀬尾訓弘	ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社代表取締役社長
取締役	籠谷雅	事業部ゼネラルマネージャー
取締役	長南伸明	経営戦略室長 株式会社gumi社外取締役 UUUM株式会社社外取締役 SFPホールディングス株式会社社外取締役
取締役	中崎優子	事業部商品管理担当
取締役 (監査等委員)	松本浩介	ピクスタ株式会社社外取締役 KLab株式会社社外取締役 株式会社サイバー・バズ社外取締役
取締役 (監査等委員)	須田仁之	弁護士ドットコム株式会社社外監査役 and factory株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員)	吉羽真一郎	潮見坂綜合法律事務所パートナー 株式会社enish社外監査役 ウォンテッドリー株式会社社外取締役 株式会社サイバー・バズ社外監査役 株式会社ハマイ社外監査役 フリー株式会社社外監査役

- (注) 1. 監査等委員である取締役松本浩介氏、須田仁之氏及び吉羽真一郎氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (0)	71,100千円 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	7,200 (7,200)
合 計 （うち社外役員）	7 (3)	78,300 (7,200)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年5月29日開催の第13期定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年5月29日開催の第13期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）松本浩介氏は、ピクスタ株式会社、KLab株式会社及び株式会社サイバー・バズの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）須田仁之氏は、弁護士ドットコム株式会社の社外監査役及びand factory株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）吉羽真一郎氏は、潮見坂綜合法律事務所のパートナー及び株式会社enish、株式会社サイバー・バズ、株式会社ハマイ、フリー株式会社フリー株式会社の社外監査役並びにウォンテッドリー株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員) 松本浩介	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席いたしました。出席した取締役会において、他社の代表取締役や上場会社のCFO等を歴任したことによる上場会社としてのコーポレートガバナンスや投資家等に対する会社のアカウントビリティ等に関して、経営全般の観点から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 須田仁之	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席いたしました。上場会社の取締役及び監査役等として培われた豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 吉羽真一郎	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席いたしました。弁護士として培われた豊富な経験及び高い見識を有していることに加え、上場会社の取締役及び監査役等を歴任しており、上場会社としてのコーポレートガバナンス等に関し、適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模、事業内容に対応したものであるかを検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、2017年5月29日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、2017年5月29日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議内容

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び「文書管理規程」の定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理する。
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の要求があった場合には、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を提出する。

- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社のリスク管理に関する基本的事項を定め、経営を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践を行うべく「リスク管理規程」を定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。
 - ・当社の経営又は事業活動に重大な影響を与える危機が発生したときには、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、代表取締役を本部長とする「対策本部」を直ちに設置し、会社が被る損害を防止又は最小限に止める。
 - ・内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のリスク管理状況を確認する。

- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会を通じて個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行が効率的に行われているかを監督する。
 - ・取締役会は、中期経営計画及び各事業年度の予算を決定し、各部門がその目標達成のための具体案を立案、実行する。

- ・「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役会、代表取締役及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割と権限を明確にする。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、「コンプライアンス規程」を定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。
 - ・コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
 - ・内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のコンプライアンス状況、業務執行状況を確認する。
 - ・法令・諸規則及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正すべく、外部の法律事務所を窓口とする内部通報制度を運用する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業を統括的に管理する部署を定め、子会社におけるコンプライアンス状況、リスク管理状況等を把握するとともに、職務の執行状況の報告を受ける。また、子会社における重要事項の決定にあたっては、当社の取締役会の承認を受けるものとする。
 - ・内部監査担当者は、子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。
 - ・子会社の使用人を内部通報制度の利用者に含める。
- ⑥ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員である取締役がその補助すべき使用人（以下、補助使用人という。）を置くことを求めた場合は、監査等委員である取締役と協議の

上で補助使用人を任命する。

- ・補助使用人は、原則として業務の執行に係る役職を兼務せず、監査等委員である取締役の指揮命令の下で職務を遂行し、補助使用人の異動・評価等については監査等委員である取締役の同意を要する。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査等委員である取締役に報告する。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は内部監査の実施状況、リスク管理状況、コンプライアンス状況、内部通報制度で通報された事案の内容のほか、監査等委員である取締役からの要請に応じて必要な報告を行う。

⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び子会社は前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員である取締役の職務の執行に必要な費用又は債務については、監査等委員である取締役の請求に従い支払その他の処理を行う。

- ⑩ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 代表取締役及び内部監査部門は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行う。
 - ・ 監査等委員である取締役は取締役会以外の重要な会議にも出席できるものとする。
 - ・ 監査等委員である取締役が法律・会計等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの整備に関する基本方針）の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当事業年度は取締役会を17回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議等を行うとともに、各取締役の職務執行の監督を行いました。

当事業年度は監査等委員会を13回開催し、監査方針等の策定を行うとともに、監査結果等についての意見交換を行っております。監査等委員3名は全て社外取締役であり、取締役会及びその他の重要な会議に出席すること等により、意思決定の過程及び職務の執行状況を把握、監視するとともに、代表取締役、内部監査担当者及び会計監査人と定期的な意見交換を実施しております。

内部監査については、内部監査担当者が監査計画を策定の上、業務全般に関して法令、定款及び社内規程等の遵守状況や職務執行の手続の妥当性等について内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員である取締役に報告しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,687,065	流動負債	474,844
現金及び預金	1,913,143	買掛金	8,059
売掛金	274,182	一年内返済予定の 長期借入金	114,439
商 品	487,366	未払金	129,239
そ の 他	12,373	未払法人税等	143,884
固定資産	301,678	ポイント引当金	20,442
有形固定資産	147,872	そ の 他	58,778
建物及び構築物	132,668	固定負債	71,498
そ の 他	15,203	長期借入金	36,705
無形固定資産	11,364	退職給付に係る負債	12,344
投資その他の資産	142,441	資産除去債務	22,449
繰延税金資産	47,759	負債合計	546,342
そ の 他	94,682	(純資産の部)	
資産合計	2,988,744	株主資本	2,442,401
		資本金	131,205
		資本剰余金	121,205
		利益剰余金	2,190,328
		自己株式	△338
		純資産合計	2,442,401
		負債純資産合計	2,988,744

連結損益計算書

(2019年3月1日から)
(2020年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,142,804
売 上 原 価		1,492,573
売 上 総 利 益		2,650,230
販売費及び一般管理費		1,862,187
営 業 利 益		788,043
営 業 外 収 益		
受 取 家 賃	1,164	
保 険 解 約 返 戻 金	255	
消 費 税 差 額	242	
そ の 他	130	1,792
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	610	610
経 常 利 益		789,225
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	49	
減 損 損 失	18,071	18,120
税金等調整前当期純利益		771,104
法人税、住民税及び事業税	239,047	
法人税等調整額	△8,051	230,996
当 期 純 利 益		540,108
親会社株主に帰属する当期純利益		540,108

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,648,289	流動負債	470,186
現金及び預金	1,873,561	買掛金	8,041
売掛金	276,692	一年内返済予定の 長期借入金	114,439
商 品	487,366	未払金	134,183
前払費用	10,669	未払費用	949
固定資産	327,404	資産除去債務	9,961
有形固定資産	147,872	未払法人税等	143,448
建物	132,441	前受金	28,075
構築物	226	預り金	10,644
工具、器具及び備品	15,203	ポイント引当金	20,442
無形固定資産	11,064	固定負債	71,498
ソフトウェア	11,064	長期借入金	36,705
投資その他の資産	168,467	退職給付引当金	12,344
投資有価証券	1,000	資産除去債務	22,449
関係会社株式	30,456	負債合計	541,684
出資金	50	(純資産の部)	
差入保証金	65,903	株主資本	2,434,009
繰延税金資産	47,759	資本金	131,205
保険積立金	23,298	資本剰余金	121,205
資産合計	2,975,694	資本準備金	121,205
		利益剰余金	2,181,936
		その他利益剰余金	2,181,936
		繰越利益剰余金	2,181,936
		自己株式	△338
		純資産合計	2,434,009
		負債純資産合計	2,975,694

損 益 計 算 書

(2019年 3 月 1 日から)
(2020年 2 月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,142,804
売 上 原 価		1,492,573
売 上 総 利 益		2,650,230
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,863,290
営 業 利 益		786,940
営 業 外 収 益		
受 取 家 賃	1,164	
保 険 解 約 返 戻 金	255	
消 費 税 差 額	242	
そ の 他	33	1,695
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	610	610
経 常 利 益		788,024
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	49	
減 損 損 失	18,071	18,120
税 引 前 当 期 純 利 益		769,904
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	238,611	
法 人 税 等 調 整 額	△8,051	230,560
当 期 純 利 益		539,344

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月20日

株式会社スタジオアタオ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市裕之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居幹也 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スタジオアタオの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタジオアタオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月20日

株式会社スタジオアタオ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市裕之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居幹也 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スタジオアタオの2019年3月1日から2020年2月29日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月22日

株式会社スタジオアタオ 監査等委員会

監査等委員 松 本 浩 介 ⑩
(社外取締役)

監査等委員 須 田 仁 之 ⑩
(社外取締役)

監査等委員 吉 羽 真 一 郎 ⑩
(社外取締役)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額は63,748,520円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年5月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	瀬尾 訓弘 (1976年4月3日) 再任	2000年4月 株式会社ベルシステム24入社 2002年12月 学校法人河合塾入社 2005年2月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2015年5月 ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社代表取締役社長	3,200,600株
2	籠谷 雅 (1977年7月4日) 再任	2002年4月 株式会社クリケット入社 2007年3月 有限会社イーコンセプトラブ入社 2009年5月 当社入社 2011年4月 当社事業部マネージャー 2013年3月 当社事業部ゼネラルマネージャー 2015年6月 当社取締役事業部ゼネラルマネージャー(現任)	30,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	ちょうなん のぶあき 長南 伸明 (1973年9月9日) 再任	1996年4月 太田昭和監査法人入所 1999年4月 公認会計士登録 2008年7月 新日本有限責任監査法人パート トナー(現EY新日本有限責任 監査法人) 2015年8月 税理士登録 2015年9月 当社取締役 2016年3月 当社取締役経営戦略室長(現 任) 2017年7月 株式会社gumi社外取締役(現 任) 2017年8月 UUUM株式会社社外取締役 (現任) 2019年5月 SFPホールディングス株式会 社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社gumi社外取締役 UUUM株式会社社外取締役 SFPホールディングス株式会社	155,400株
4	やまぐち たかゆき 山口 敬之 (1980年12月29日) 新任	2003年4月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法 人)入所 2006年4月 公認会計士登録 2015年11月 当社入社執行役員管理部ゼネ ラルマネージャー就任(現 任)	3,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 瀬尾訓弘氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者として経営を担い、豊富な経験を有しており、現在は代表取締役として、経験に裏付けされた的確な視点から経営全般、重要事項の決定や業務遂行に対する監督等適切な役割を果たしており、取締役候補者といたしました。
3. 籠谷雅氏を取締役候補者とした理由は、入社以来店舗管理や仕入・在庫管理に携わり、一連の幅広い業務経験及び知識を有しており、現在は事業部ゼネラルマネージャーとして、部門全体を牽引し、当社主力事業、マーケティング、商品企画、店舗スタッフ管理等の中心的な役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。
4. 長南申明氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、このような経験と実績は取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待でき、現在は内部監査担当及び経営戦略室長として、コーポレートガバナンス体制の強化、予算策定等を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。
5. 山口敬之氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、このような経験と実績は取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待でき、また、入社以来執行役員管理部ゼネラルマネージャーとして部門全体を牽引し、コーポレートガバナンス体制の強化等を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
<p>もりした としみつ 森下 俊光 (1973年10月9日) 【社外取締役】</p>	<p>1998年10月 朝日監査法人（現有限責任あ ずさ監査法人）入所 2002年4月 公認会計士登録 2003年3月 優成監査法人（現太陽有限責 任監査法人）入所 2003年11月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法 人）入所 2011年11月 東京証券取引所自主規制法人 出向 2013年6月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法 人）帰任 2016年6月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法 人）退所 2016年7月 株式会社ZAIZEN CFO 2016年7月 当社社外取締役 2016年9月 株式会社ZAIZEN取締役（現 任） 2017年9月 株式会社ハウテレビジョン社 外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ZAIZEN取締役 株式会社ハウテレビジョン社外監査役</p>	<p>一株</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 森下俊光氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所における独立役員
の独立性に関する判断基準を参考にしております。
 4. 補欠の社外取締役候補者の森下俊光氏は、公認会計士として培われた豊富な経
験及び高い見識を有していることに加え、東京証券取引所自主規制法人への出
向経験を有していることから、当社のガバナンス体制の一層の充実、強化が期
待できると判断しており、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであ
ります。

5. 当社は、森下俊光氏が選任され、社外取締役就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき次の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
(責任限定契約の内容の概要)
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものとする。
6. 当社は、森下俊光氏が選任され、社外取締役就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は2017年5月29日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額380,000千円以内といたします。ただし、当該報酬額は、対象取締役に對して、原則として7事業年度の初年度に、7事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度54,286千円以内での支給に相当すると考えております。また、各対象取締役に對する具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されれば、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年800千株以内といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される普通株式は、対象取締役に對し、7事業年度の初年度に、7事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度115千株以内の支給に相当すると考えております（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案に基づく譲渡制限付株式報酬の交付に伴い、対象取締役に対して支給する2021年2月期の金銭報酬を一部減額することを予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号
神戸国際会館セミナーハウス 9階 大会場
TEL 078-230-3196



- 交通
- J R 三ノ宮駅より 徒歩3分
 - 阪急電車 神戸三宮駅より徒歩3分
 - 阪神電車 神戸三宮駅より徒歩2分
 - 神戸市営地下鉄山手線 三宮駅より徒歩5分
 - 神戸市営地下鉄海岸線 三宮・花時計前駅より直結

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。